

【2026年5月20日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／特集第244号 ■
=====

【目次】

1. 6月は「外国人雇用啓発月間」です
知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～
2. 令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します！～学生アルバイトを新たに雇用する、既に雇用されている事業主の皆さまにチェックをお願いします～
3. 「労使関係セミナー in盛岡」の参加者募集中
4. パート・アルバイトを雇用している企業の人事・労務担当の皆さまへ
社会保険の適用拡大に向けた社内準備や、説明に活用できるコンテンツをリニューアルしました
5. 育児・介護を行う労働者の雇用継続を図るための取り組みを行う事業主に支給される、「両立支援等助成金」が拡充されました。
6. 6月17日～19日開催 福利厚生EXPOの来場希望者募集中
「従業員満足度・定着を高める福利厚生のアイデアが見つかる」

【トピック1】6月は「外国人雇用啓発月間」です

知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、適正な外国人雇用についての啓発活動を行っています。

今年度の標語は「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、外国人を雇っている事業主の皆さまは、守るべき雇用ルールについて、いま一度確認をお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール(指針)など詳細はこちら】

外国人雇用のルールに関するパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001100538.pdf>

【トピック2】

令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します！

～学生アルバイトを新たに雇用する、既に雇用されている事業主の皆さまにチェックをお願いします～

厚生労働省では、全国の学生・生徒のアルバイトの労働条件の確保のため、特に多くの新入学生等がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

アルバイトの方の学校生活と仕事の両立や、労務管理のトラブルの防止のため、事業主の皆さまは、この機会にアルバイトの方の労働条件のチェックをお願いします！！

<チェックいただきたいポイント>

- ・ 書面で労働条件を明示しましょう。
- ・ 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
- ・ シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
- ・ 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
- ・ 商品を強制的に購入させることはできません。
- ・ 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

【キャンペーンの詳細はこちら】

令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します！

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70940.html

【アルバイトの方を雇用される際にお困りの場合は、総合労働相談コーナーへご相談ください】

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

【トピック3】「労使関係セミナー in 盛岡」の参加者募集中

中央労働委員会は、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信し、労使紛争の未然防止や早期解決を図ることなどを目的として、7月3日(金)、岩手県・盛岡市で「職場のカスタマーハラスメント対策～新指針の概要、カスハラか否かの判断のポイント～」を開催予定です。【会場受講の場合は事前申し込み制・参加無料】

後日、基調講演のみ YouTube で配信予定です。

- ・日時:7月3日(金)13:30～16:00(開場13:00)
- ・会場:岩手県教育会館 2階 多目的ホール(盛岡市大通一丁目1-16)
- ・お申し込み(宛先アドレス) clrc0703@mhlw.go.jp

※clrc0703@mhlw.go.jp は、全て小文字半角英数字。

〈必要記載事項〉

- 1 氏名(ふりがな)、2 所属団体・勤務先 ※無しでも可、3 連絡先メールアドレス、4 連絡先電話番号

【労使関係セミナー開催状況のご案内 | 厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【問い合わせ先】

中央労働委員会事務局 調整第一課
TEL 03-5403-2124 (担当:加藤)

【トピック4】パート・アルバイトを雇用している企業の人事・労務担当の皆さまへ

社会保険の適用拡大に向けた社内準備や、説明に活用できるコンテンツをリニューアルしました

・パート・アルバイトの方の社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用範囲が拡大

令和9年10月から、週の所定労働時間が20時間以上などの要件を満たす短時間労働者の適用範囲が、従業員36～50人の企業等に拡大します(現在は、51人以上の企業等が対象)。

・社会保険適用拡大特設サイトをリニューアル

事業主・人事労務担当者用のページでは、適用拡大の対象となる従業員や社内準備の進め方、利用可能な支援制度などを説明しています。

「社会保険料かんたんシミュレーター」を利用して、従業員が社会保険に加入した場合に事業主が負担する社会保険料の概算も把握いただけます。

・従業員向けの説明動画やチラシも掲載

従業員の方へ説明する際に使える、社会保険に加入した場合の年金・医療のメリットや手取り額の変化を説明したショート動画、チラシも掲載しています。従業員の手取り額の変化の試算には「手取りかんたんシミュレーター」もご利用ください。

【社会保険適用拡大特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

【トピック5】育児・介護を行う労働者の雇用継続を図るための取り組みを行う事業主に支給される、「両立支援等助成金」が拡充されました。

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に支給される、「両立支援等助成金」が、今年の4月8日から拡充されました。

仕事と育児・介護の両立支援に関する取り組みを進めるにあたってぜひご活用ください。

・出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

①男性労働者が子の出生後 8 週以内に育児休業を取得した事業主や、②男性労働者の育児休業取得率が一定以上、上昇した事業主が支給対象となります。

【拡充内容】

上記②の「男性育児休業取得率の上昇等」のメニューについては、従来は中小企業のみが支給対象でしたが、常時雇用する労働者数300名以下の事業主も支給対象となりました。

・介護離職防止支援コース

「仕事と介護の両立支援プラン」に基づき、労働者に①介護休業を取得・職場復帰させた事業主、②介護のための短時間勤務制度等を導入し、利用させた事業主、③介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用や、業務を代替する労働者への手当支給等を行った事業主が支給対象となります。

【拡充内容】

上記①～③に加え、④介護休暇制度を有給化し、実際に利用者が出た事業主に対し、30 万円(年10日以上の有給の介護休暇制度を導入した場合は50万円)を支給する「介護休暇制度有給化支援」、⑤介護休業取得者及び介護両立支援制度利用者が有期雇用労働者の場合に 10 万円を加算する「有期雇用労働者加算」が創設されました。

・育休中等業務代替支援コース

①育児休業や②育児短時間勤務制度利用期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当制度を導入し、実際に支給した事業主や、③代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施した事業主に支給される助成金です。

【拡充内容】

上記①手当支給等(育児休業)、②手当支給等(短時間勤務)については、従来は常時雇用する労働者数 300 人以下の事業主のみが対象でしたが、常時雇用する労働者数に関係なく申請できるようになりました。

また、①手当支給等(育児休業)については従来 12 か月分が助成の上限でしたが、24 か月に拡大しました。

そのほか、③新規雇用(育児休業)については、従来の助成額は「業務代替期間6か月以上の場合:67.5 万円」が最大の区分でしたが、「業務代替期間1年以上の場合:81万円」の区分を設けました。

・柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方に関する制度等を3つ以上導入した上で労働者が制度を利用した場合や、有給の子の看護等休暇制度を導入し労働者が利用した場合に事業主に支給される助成金です。

【拡充内容】

障害を有する子や医療的ケアを要する子を養育する労働者を対象に、制度利用の期間を「子が18歳になる年度末」まで引き上げた場合、支給額が20万円加算されます。

※助成金の支給にあたっては、上記以外にも支給要件がありますので、詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

【両立支援等助成金についてはこちら】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

助成金の申請に関してご不明な点等がございましたら都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

【労働局・労働基準監督署・ハローワークはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>

【トピック6】6月17日～19日開催 福利厚生 EXPO の来場希望者募集中
「従業員満足度・定着を高める福利厚生のアイデアが見つかる」

福利厚生 EXPO は、「福利厚生代行」「飲む・食べる福利厚生」「余暇・レクリエーションの福利厚生」「財産形成・学び支援」など、従業員エンゲージメントを高める福利厚生サービスが集結する展示会です。【事前申し込み制・来場登録無料】

最新トレンドや事例を学べるセミナー・交流イベントも同時開催しています。
本展示会には、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が出展予定です。
また、福利厚生に関するセミナーにおいて、雇用環境・均等局勤労者生活課長が登壇を予定しております。ぜひこの機会にご来場ください。

・開催期間

6月17日(水)～19日(金) 10:00～18:00 (※最終日のみ 17:00 終了)

・会場

東京ビッグサイト

【詳細はこちら】

福利厚生 EXPO

<https://www.office-expo.jp/hub/ja-jp/about/wel.html>

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine